

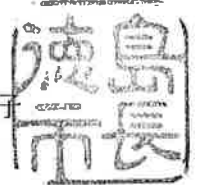


次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

令和3年2月26日

徳島市長 内藤 佐和子



- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
名称 川北町内会
区域 徳島市上八万町川北242番地から560番地まで
主たる事務所 徳島市上八万町川北301番地の5

- 2 申請不動産に関する事項
土地

地目	面積	所在地
雑種地	62㎡	徳島市上八万町川北228番2

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
別紙のとおり	

- 3 異議を述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

- 4 異議を述べることができる期間及び方法

- (1) 期間 令和3年2月26日（金）から令和3年5月26日（水）まで
- (2) 徳島市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

- (3) 提出先 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市 市民環境部 市民協働課

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
川人 秀之	徳島市上八万町川北2 4 2番地
村上 和美	徳島市上八万町川北3 1 1番地2
西山 伊佐美	徳島市上八万町川北2 3 6番地
西谷 啓治	徳島市上八万町川北2 3 7番地
森 尊義	徳島市上八万町川北2 4 4番地
川人 賢一	徳島市上八万町川北3 1 0番地
山崎 増太郎	徳島市上八万町川北2 7 1番地
藤井 静治郎	徳島市上八万町川北2 7 4番地
西谷 ソヨ	徳島市上八万町川北2 8 2番地2
森本 眞照	徳島市上八万町川北2 8 7番地
山中 啓巧	徳島市上八万町川北2 9 9番地
出口 利則	徳島市上八万町川北4 9 6番地
出口 公太郎	徳島市上八万町川北4 9 7番地
宮本 芳太郎	徳島市上八万町川北4 9 8番地
吉本 コヨシ	徳島市上八万町川北5 0 7番地2
吉本 正	徳島市上八万町川北5 0 7番地2
船城 錦一	徳島市上八万町川北5 0 8番地
吉井 芳男	徳島市上八万町川北5 0 6番地
高野 政太郎	徳島市上八万町川北5 0 4番地
出口 朝治	徳島市上八万町川北4 8 0番地2
出口 一之	徳島市上八万町川北4 8 8番地
谷口 稔	徳島市上八万町川北4 7 7番地
山口 清秋(戸籍上:靖秋)	徳島市上八万町川北5 6 0番地
前野 喜二郎	徳島市上八万町川北5 4 8番地
山内 晴之	徳島市上八万町川北5 5 6番地
三浦 秀夫	徳島市上八万町川北4 3 8番地
前野 正博	徳島市上八万町下中筋1 7 6番地1
前野 茂子	徳島市上八万町下中筋1 7 6番地1
藤本 正弘	徳島市上八万町川北5 4 4番地
宮崎 悟	徳島市上八万町川北5 1 4番地1
森 ヤス子	徳島市上八万町川北2 5 7番地
出口 政義	徳島市上八万町川北5 1 0番地2
坂井 秀敏	徳島市上八万町川北2 9 4番地1
西本 浩二	徳島市上八万町川北2 8 1番地
山口 大輔	徳島市上八万町下中筋2 3 4番地の1